

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年1月27日～2022年2月2日)

令和4年(2022年)2月4日

H E A D L I N E S	S
<p>政治</p> <p>「法の支配のための合意」、司法制度に関する法律の改正案を発表 国家安全保障会議の実施 「市民プラットフォーム」(PO)の政策党大会の実施 「新左派」の政策党大会の実施 最新の世論調査結果 最高裁判所規律部の活動の部分的停止に関する最高裁規則の失効 教育法改正案に関する大統領夫妻と教育・科学大臣との面会 下院における新型コロナウイルス関連法案の否決 ワクチン接種証明書の有効期限の短縮 医療従事者及び軍、国境警備隊、警察等の職員の隔離期間の短縮 ラウ外相のエストニア訪問 モラヴィエツキ首相のウクライナ訪問 ラウ外相とプリンケン米國務長官他との電話会談 モラヴィエツキ首相の欧州の保守派政党の指導者による会合への出席 ウクライナに対する武器供与 ポーランドへの米軍増派</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 F x 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>なりすまし詐欺がポーランドの「不安定化」を促進しているという指摘 富豪殺害事案</p>	
<p>経済</p> <p>ドゥダ大統領、グラピンスキ中央銀行総裁の2期目続投を推薦 ドゥダ大統領、2022年予算案に署名 2021年のGDP成長率 1月の購買担当者景気指数(PMI) ポーランド労働市場でアジア人が増加 ポーランド送電会社の投資計画 ガスの安定供給に向けたEUの取組 ポーランド、欧州委員会によるタクソミーに関する採択を歓迎 トゥルフ炭鉱を巡る動向</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政	治
内	政

「法の支配のための合意」、司法制度に関する法律の改正案を発表【1月27日】

1月27日、「法の支配のための合意」構想に加盟している野党や市民団体は、最高裁判所評議会(KRS)評議員の選出方法や最高裁判所規律部の廃止、現在の形でのKRSによって任命された裁判官の進退に関する法律の改正案を発表した。同改正案は、ポーランドの司法制度を憲法に合致し、欧州の基準に合わせることで、欧州復興基金の支払いを実現させることを目的にしているという。

国家安全保障会議の実施【1月28日】

1月28日、国家の内外の安全保障分野における大統領の諮問機関である国家安全保障会議がドゥダ大統領によって招集され、モラヴィエツキ首相など関係閣僚やヴィテク下院議長、グロツキ上院議長などと野党の議会関係者が出席した。同会議は非公開形式で行われたが、ウクライナやベラルーシを取り巻く状況は、ポーランドの安全保障の観点からも、どのようになっているか、そして国際的な協議はどのように進展しているかということなどが議題になったという。

「市民プラットフォーム」(PO)の政策党大会の実施【1月28日・29日】

1月28日から29日にかけて、「Resilient Poland」と銘打った「市民プラットフォーム」(PO)の政策党大会が実施された。POは、同大会の場で、疫病、国家危機管理、サイバー・セキュリティ、水・食料資源、安定供給の確保、安定したズロチの6分野から成る政策パッケージを発表した。トウスクPO党首は、今後数か月のうちに与党「法と正義」(PiS)に追い付き、選挙日には追い抜くと約束するとともに、野党陣営は選挙に向けた候補者の共同リスト作成に消極的であると強調し、したがってPOと「市民連立」(KO)の勝利に向けた準備を整えていきたいと述べた。なお、同大会は、7回にわたり実施される予定の政策党大会の初回であった。

「新左派」の政策党大会の実施【1月29日】

1月29日、「Recipe for Poland」と題した「新左派」の党大会が実施された。チャジャスティ及びビェドロン両共同代表は、ワクチン接種の義務化の必要性を訴えるとともに、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表及びコンニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首に対し、「生命を尊重する」連立に名を連ね、「新左派」が提出したワクチン接種義務化に関する法案を採択するように呼び掛けた。

最新の世論調査結果【1月31日】

1月31日、ジェンイク・ガゼタ・プラヴナ紙は、当地世論調査期間 United Surveys の世論調査結果とそれに基づく議席配分予測を発表した。第1位は「法と正義」(PiS)で支持率33%(200議席)、第2位は「市民連立」(KO)で支持率26%(153議席)、第3位は「ポーランド2050」で支持率11%(50議席)となった。そのほか、「左派」、「農民党」(PSL)及び「同盟」の支持率は6%で、それぞれ21議席、19議席、18議席という結果となった。同紙によれば、このような議席配分が実現すれば、PiSは過半数を失うとともに、野党が連立すれば過半数を獲得できると報じている。

最高裁判所規律部の活動の部分的停止に関する最高裁規則の失効【1月31日】

1月31日、マノフスカ最高裁判所第一長官が発出した最高裁判所規律部の活動の部分的停止に関する最高裁規則が有効期限を迎えた。これにより、最高裁規律部は、公式に活動を全面的に行えるようになった。

教育法改正案に関する大統領夫妻と教育・科学大臣との面会【2月1日】

2月1日、ドゥダ大統領及びコルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人は、チャルネク教育科学大臣と面会し、教育法改正案について議論した。同大臣は、先週、野党議員が同大統領夫人と行った同改正案に関する会談の場で表明した疑念について話し合われたと認めた。

下院における新型コロナウイルス関連法案の否決【2月1日】

2月1日、下院でいわゆる「Lex Kaczyński」と呼ばれる新型コロナウイルス感染症対策関連法案に関する審議・投票が行われ、「法と正義」(PiS)の一部の議員を含む反対多数で否決された。同法案は、職場で従業員に無料で検査を受ける権利を付与するとともに、検査を行わなかった従業員が他の同僚に新型コロナウイルスを感染させた場合には、賠償責任を負わせることを想定していた。PiSは、野党こそが新型コロナウイルス感染症との戦いに協力していないと強く非難した。

ワクチン接種証明書の有効期限の短縮【2月1日】

2月1日、ワクチン接種証明書の有効期限が1年間から270日間に短縮された。これは、ブースター接種の場合にも適用される。

医療従事者及び軍、国境警備隊、警察等の職員の隔離期間の短縮【2月2日】

2月2日、隔離に関する保健大臣令が改正され、

医療従事者及び軍、国境警備隊、警察等の職員の隔離期間が7日間に短縮された。これらの人々は、隔離5日目以降に検査を行い、陰性であればその後の隔離措置が免除となる。

外交・安全保障

ラウ外相のエストニア訪問【1月31日】

1月31日、ラウ外相は、エストニアのタリンを訪問し、リーメッツ外相、カリス大統領、カラス首相と会談を行った。外相会談の主な議題は、二国間協力のさらなる発展、地域の安全保障、東部近隣情勢、エネルギー協力、三海域イニシアティブ(3SI)における協力についてであった。両外相は、ポーランドとエストニアの関係は良好であり、多くの問題において立場が一致していることで合意した。両外相は、二国間及び地域・国際機関のフォーラムにおいて、互恵的な協力を継続することを確認した。

安全保障問題について、ラウ外相は、ウクライナとの国境にロシア軍が集中し、ロシアの政治的攻勢、攻撃的なレトリック、ハイブリッド行動、エネルギー恐喝を伴って、冷戦以来最大の危機をこの地域に生み出している、と述べた。両外相は、この状況にはさらなる制裁を含む強固で断固とした対応が必要であることに同意した。ラウ外相は、ポーランドが今年度のOSCEの議長国として、地域の緊張を緩和するための対話を支援する用意があることを強調した。

モラヴィエツキ首相のウクライナ訪問【2月1日】

2月1日、モラヴィエツキ首相は、ウクライナのキエフを訪問し、シュミハル首相及びゼレンスキー大統領と会談した。会談の主な議題は、ロシアの脅威についてであった。同首相は、ウクライナに対する支援として、ポーランドは、既に人道的支援を行うことで連帯を示していると述べ、また、ポーランドは、ウクライナにミサイル、弾薬及び防衛兵器を提供する用意があると明らかにした。さらに、同会談では、ガス供給を含む経済協力の拡大についても話し合われた。同首相は、モスクワの行為は、国際法の原則に著しく違反していると述べ、国際社会は、ロシアによるウクライナ攻撃の事態に、制裁を含むあらゆる手段を迅速かつ決定的に用いる用意ができればならないと強調した。また、同首相は、クリミア、ドネツク、ルガンスク地域は国際法上、ウクライナの一部であると強調し、ウクライナは、西欧との統合を選択した主権国家であり、各国は、自発的にそれぞれの立場で自ら発展していけるようになるべきであると述べた。

ラウ外相とブリンケン米務長官他との電話会談【2月1日】

2月1日、ラウ外相は、ブリンケン米務長官、ストルテンベルグNATO事務総長、ボレルEU上級代

表と電話会談を行った。会談の主な議題は、ロシアによる緊張が高まっているウクライナを巡る情勢の緊迫化に直面する中でのNATO、EU及びOSCEにおける同盟国の行動のさらなる調整であった。

ブリンケン長官は、ラブロフ露外相との電話会談の結果について報告した。また、ラウ外相は、OSCE議長として最近の出来事を総括し、米国や他のNATO・EU諸国の外交努力にもかかわらず、ウクライナ周辺でロシアの軍隊集結が続いていることに言及した。さらに、同外相は、ポーランド外交が今後OSCEのフォーラムで取る予定の行動を示した。

モラヴィエツキ首相の欧州の保守派政党の指導者による会合への出席【2月1日】

1日、モラヴィエツキ首相は、マドリッドで開かれた欧州の保守派政党の指導者による会合に出席した。同会合は、スペインの右派政党「Vox」党首の主催によるものであり、「欧州を守る」をモットーに開催された。同首相は、「我々は、国家から権限を奪うような中央集権的な構造ではなく、主権国家に基づく別の欧州の未来があることを示した」と述べた。また、同首相は、欧州の右派政党の指導者全員が、ロシアはウクライナの領土保全を脅かしているという点で意見が一致していると付言した。

同会合には、ハンガリーのオルバーン首相、仏大統領候補で「国民連合」のルペン党首のほか、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、エストニア、リトアニア、ルーマニア、オランダの保守政党指導者が出席した。

ウクライナに対する武器供与【2月1日】

2月1日、キエフを訪問中のモラヴィエツキ首相は、数万発の弾薬、携帯式地对空ミサイル、迫撃砲、偵察用ドローン及びその他の防衛用途に適した装備品をウクライナに供与する準備が出来ている旨を明らかにした。

ポーランドへの米軍増派【2月2日】

2月2日、ブワシュチャク国防大臣は、「米国がポーランドに1700名の兵士を増派することは、ウクライナに対するロシアの侵略に対応するための強い団結の証である」と述べた。米国は、ノースカロライナ州のフォートブラック基地から第82空挺師団の一部を近日中にポーランドに派遣する予定である。

治 安 等

なりすまし詐欺がポーランドの「不安定化」を促進しているという指摘【1月28日】

当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、最近、なりすまし詐欺がポーランドの不安定化を促していると述べた。最近、元反汚職庁高官や有名弁護士になりすました者が、同人らの家族に電話し、脅迫するなどの事案が発生しているという。同報道官は、ポーランドを不安定化させることはNATOに対する行動を活発化させてい

るロシアにとって好都合であると指摘した。

富豪殺害事案【2月1日】

警察は、ワルシャワ近郊在住の富豪（78歳男性）を殺害した罪で、5名の若者を逮捕した。容疑者らは、同富豪を殺害する前に家族を誘拐し、財産の隠し場所を明らかにしよう富豪を脅迫したという。誘拐された家族は、金品を強奪された後に解放された。被害総額は1,500万ズロチであった。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、グラピンスキ中央銀行総裁の2期目続投を推薦【1月29日】

シュロト大統領府大統領室長は、ドゥダ大統領がグラピンスキ中央銀行総裁の2期目続投につきヴィテク下院議長に提出したと明らかにした。グラピンスキ総裁の現在の任期は今年6月21日までとなっている。シュロト室長は、ドゥダ大統領は同総裁が新型コロナウイルス感染症の影響を緩和させるために講じた対応を肯定的に評価していると述べた。

ドゥダ大統領、2022年予算案に署名【2月1日】

2月1日、ドゥダ大統領は2022年予算案に署名した。同予算案は、歳入4,919億ズロチ（約1,060億ユーロ）、歳出5,218億ズロチ（約1,124億ユーロ）で、約299億ズロチ（約64億ユーロ）の財政赤字を見込んでいる。前提となる経済見通しは、GDP成長率4.6%、物価上昇率3.3%、平均賃金上昇率7.5%と予測している。また、財政赤字の対GDP比は2.9%、公的債務残高の対GDP比は56.6%となる見込みである。

マクロ経済動向・統計

2021年のGDP成長率【1月31日】

中央統計局（GUS）は、2021年のGDP成長率（暫定値）を5.7%と発表した。内需（8.2%増）、投資（8%増）、個人消費（6.2%増）の伸びが寄与した。

（PMI）は、54.5ポイントと前月の56.1ポイントから低下した。生産高及び新規受注は引き続き伸びているものの、物価上昇圧力やサプライチェーンの支障が伸びを鈍化させた。ただし、アジア諸国からの輸送費が比較的高くなっていることなどから、欧州の顧客を対象とした需要増により輸出が伸びていることもあり、企業は雇用を増加させている。

1月の購買担当者景気指数（PMI）【2月1日】

IHS Markitによると、1月の購買担当者景気指数

ポーランド産業動向

ポーランド労働市場でアジア人が増加【2月3日】

家族・社会政策省のデータによると、2021年、1万4,500人のアジアの国を国籍に持つ人々に労働許可証が発行され、前年と比べて80%増加し、パ

ンデミック前の2019年と比べて67%増加した。最も多いのはインド人で15,300人であった。2021年に外国人へ発行された労働許可証は50万4,000件以上であった。

エネルギー・環境

ポーランド送電会社の投資計画【1月28日】

ポーランド送電会社 PSE SA は、2030年までに3,600 kmの高圧線を新たに追加し、1,600 kmの既設送電線の近代化を実施すると発表した。同社は10年以内にネットワーク開発に350億ズロチを投じる予定としている。ポーランドの電力消費量は増加しており、2021年には前年比5.36%増の174.4 TWhに達した。同社は新規契約により840万kwの送電容

量を確保しているが、将来的には、拡大が見込まれる再生可能エネルギーに対応する必要がある。さらに、計画中の原子力発電所には、390万kwの送電容量が必要となる。

ガスの安定供給に向けたEUの取組【1月27日～2月1日】

1日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長とバイデン米大統領は共同声明において、米国とEUは、

露のさらなるウクライナ侵攻によるものも含め、世界中の多様な供給源からのEUへのガスの安定供給に向け共同で取り組んでいることを発表し、すべての主要なエネルギー生産国に対し協力を呼びかけた。7日には、米・EUエネルギー協議会が開催される。

他方、EU加盟国における露に対する姿勢は一枚岩ではない。1日、オルバン・ハンガリー首相はモスクワを訪問し、首脳会談において露からのガスの供給を拡大することに合意(2021年に15年間の長期契約(年間45億m³)を締結した。今回の合意により年間55億m³に拡大。)。同会談を経て、「オ」首相は西側と露の間での合意を望むと述べ、今回の訪問を「平和ミッション」と表現した。

なお、ポーランド国営石油ガス会社 PGNiG は、天然ガス市場が不安定な状況を受け、一部の投資計画を減速させると発表した。

ポーランド、欧州委員会によるタクソミーに関する採択を歓迎【2月2日】

2日、欧州委員会は地球温暖化対策に貢献する投資先として、原発と天然ガスを認定する(タクソミー)EU法案を発表した。これに対し、ポーランド政

府関係者は、ポーランドにとって有益なものとなったと当地紙に対しコメントした。また、ポーランドEU代表部大使は、この法律案は、ポーランドや他の加盟国が行ったガスや原子力に関する多くの提案を考慮しており、我々にとって好ましい内容となっている。この法律が欧州議会で過半数を占めることを期待していると述べた。

トウルフ炭鉱を巡る動向【2月3日】

3日、モラヴィエツキ首相とモスクワ気候・環境大臣はプラハでチェコのフィアラ首相と会談し、トウルフ炭鉱問題を終結させる協定を締結した。モラヴィエツキ首相は共同記者会見で、数か月にわたる交渉が成功し、我々は新たな隣国関係をスタートすると述べた。本協定により、チェコは欧州司法裁判所(ECJ)への提訴を取り下げることとなり、トウルフ炭鉱と発電所は操業を継続することができる。また、ポーランドはチェコへ4,500万ユーロの補償金を支払うこととなる。ポーランドはチェコ側で水が流出しないよう地下水バリアを建設し、ECJの監視の下、両国がモニタリングする予定である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄り長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっております。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっております。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されます。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【開催中】 日本・ポーランドの書道・グラフィック展覧会「Motus」【2022年1月21日(金)～2022年2月12日(土)】

ワルシャワのアートギャラリー「Lukka」にて、日本・ポーランドの書道・グラフィック展覧会「Motus」が開催されます。日本及びポーランドのアーティストによる書道・グラフィック作品の展覧会です。入場は無料です。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)